

「結婚の自由をすべての人に」東京二次訴訟控訴審判決についての弁護士声明

2025年11月28日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京弁護士団
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護士連絡会

1 はじめに

本日、東京高等裁判所第24民事部(裁判長裁判官東亜由美(ひがしあゆみ)、裁判官右田晃一(みぎたこういち)、同林史高(はやしふみたか))は、「結婚の自由をすべての人に」東京二次訴訟について、「法律上同性のカップルが婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度を設けるための立法がなされていない状況は、憲法24条2項に違反する状態である」との判断をしつつも、原告らの請求を棄却した原判決(東京地方裁判所、2024年3月14日)を覆し、本件諸規定は、憲法24条1項、2項及び14条1項のいずれにも違反しないとの判断を下した。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告らが、婚姻を異性間のものに限り、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定(以下、「本件諸規定」という。)は、憲法24条の保障する婚姻の自由を侵害し、また、憲法14条1項の保障する法の下での平等に反する不合理な差別であって違憲であるなどとして、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠った国に対し、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。

全国5か所の裁判所で6件の訴訟が係属しており、これまでにすべての高裁で違憲の判断が示されている。

本日の東京高等裁判所の判決(以下、「本判決」という。)は、憲法24条1項・2項及び14条のいずれにも違反しないと判断したものであり、本判決は、これまでの積み重ねを一切無視した、唯一のかつ特異な高裁による合憲判断であり、極めて不当であり、差別的ですらある。

2 本判決の主な問題点

本件で問われているのは、法律上同性のカップルが婚姻制度から排除されていることが憲法に違反するか否かである。

しかし、本判決は、現行の婚姻制度から、法律上同性のカップルが排除されることがなぜ正当化されるのかについて、社会的承認や制度設計の名の下に説得的な論証を放

棄し、”世代を超えて国と国民社会を維持するためには現行の制度が合理的”であるという点に立脚して、漫然と現行制度を肯定した。

本判決は、今日の社会情勢を踏まえても、なお、「一の夫婦(男と女)とその間の子」の結合体こそ、あるべき一つの家族の姿であって、国と社会を維持するには現行の異性婚制度が合理的であると繰り返し述べ、あたかも法律上同性同士の婚姻を認めると、社会の維持が困難になるかのように述べる。

さらに、(法律上の)「夫婦」の間の子として出生して養育される子が、ほぼ100%であるとまで述べている。これは、婚姻外で出生し養育される子、法律上同性カップルの間で養育される子、養子や里子として養育される子の存在を完全に無視するもので、事実誤認であるだけでなく、差別的ですらある。この点において、法律上同性のカップルの間で養育されている子の現状を丁寧に論じた他の高裁判決とは一線を画す特異な判決である。

3 最後に

本判決は、性自認等は、人の重要な個性であり、性自認等に従った法令上の取り扱いを受けることは人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると認めながらも、法律上同性のカップルを婚姻という制度から排除することで、重要な法的利益と尊厳が日々侵害されている現状を是認し、本件諸規定を合憲と断じた。少数者の人権を保護し救済するという司法としての役割を放棄するものであり、強い非難に値する。

婚姻の自由と平等の実現は、もはや揺るがない社会の情勢であり、本判決はこれに逆行するものである。本判決の存在一つで、この流れはいささかも揺るがない。婚姻の自由と平等の実現、法律上同性の相手との婚姻を望む性的少数者の尊厳回復に向けた私たちの歩みは止まらない。

本訴訟は、最高裁に場を移して議論されることになる。本訴訟において、本判決以外ではすべての高裁で明確に違憲と判断されたことを踏まえ、最高裁でも明確な違憲の判断が下されることを強く期待する。そして、国会には、本判決ですら、「慎重な検討を要する」との答弁を繰り返しながら検討を開始すらしていないと指摘している事実を真摯に受け止め、直ちに立法に着手することを強く求める。

婚姻の自由と平等が真に実現する日は私たちの目の前に迫っている。だれもが尊重され、尊厳を守られる公正な社会を実現するために、私たちも、本訴訟に心を寄せてくださる皆さまと共に声をあげて、歩んでゆく。

以上